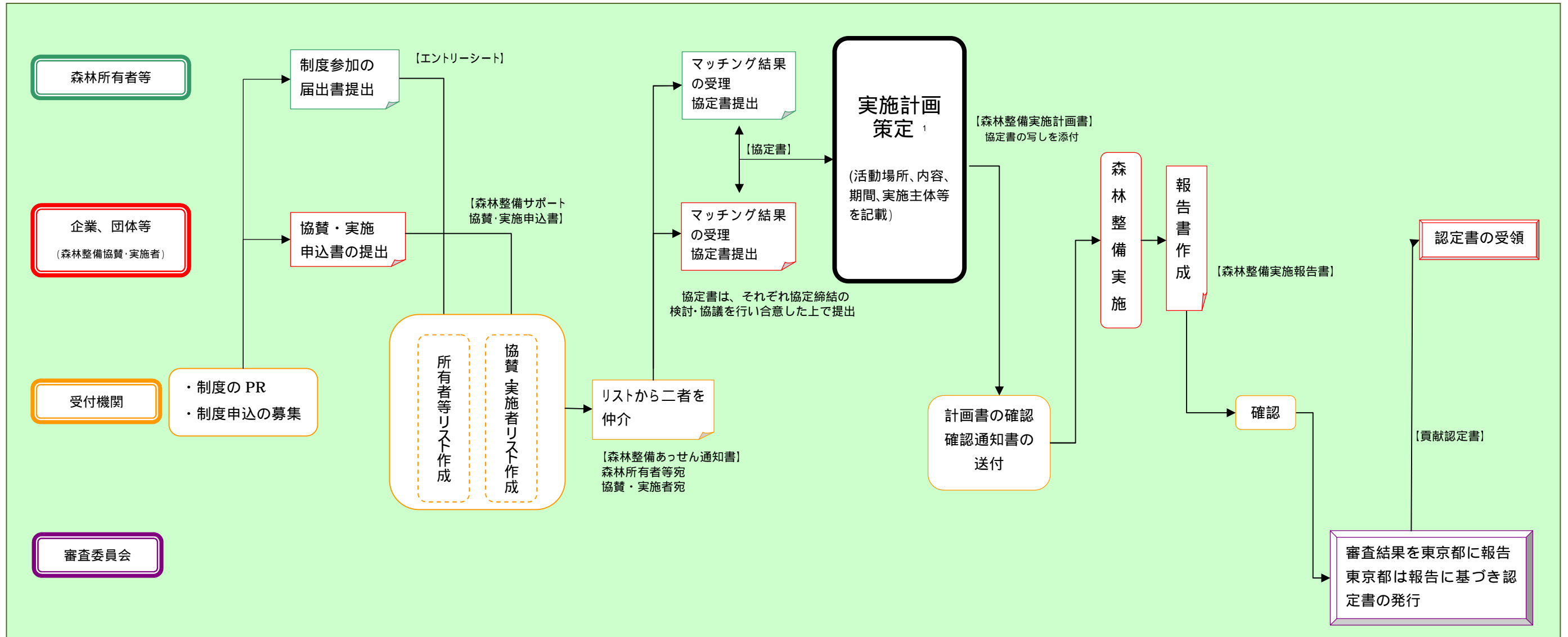


森林整備サポート認定制度の概要

特徴 制度参加を希望する森林所有者と企業や団体等（森林整備協賛・実施者）を受付機関が仲介し、森林整備協賛・実施者が無償での森林整備や森林整備のための資金提供をして森林整備を実施します。この森林整備活動による二酸化炭素吸収量を東京都が認定します。森林整備協賛・実施者には東京都から認定書を授与します。認定書は企業等の CSR 活動に用いることができます。手続き等をできるだけ簡易なものとしたため、制度に参加しやすく森づくり活動を行いやすいのが特徴です。

制度を利用する方

- ・都内に森林を所有し、森林整備を希望する森林所有者 ・森林所有者の同意を得た方
- ・森づくり活動の実施、または協賛を希望する企業や団体など



1 各様式の内容に変更があった場合は、「変更届出書」による変更手続きを速やかに実施する。